

埼玉県行政書士会上尾支部機関紙

上尾支部通信

上尾支部会員の皆様、新年あけましておめでと
うございます。思えば昨年は政治経済や社会全般
において激動の一年ではなかったでしょうか。前
半は原油価格の高騰によるガソリンの異常高、ま
た穀物相場も上昇し食料品価格も、じわじわと値
上がりしてきました。

変革の時代に、支部は 組織力・知識力・行動力の 一層の向上を!

の値下がり、慣れてしまつては、買物をする
たび、節約に
た。び、私に、約
た。び、私に、約
た。び、私に、約
た。び、私に、約
た。び、私に、約

さて世相の動乱はともかく、上尾支部の
事業活動に実施して現在のも、順調に
各種の事業を皆様に実施しております。毎年の総
会資料を皆様へお配りしております。毎年の総
各事業に実施しては、事業計画の部分を、お
読みいただければ幸いです。

新年挨拶 支部長 内田 淳一

支那は、大変な御協力によ
り、事業が、運営されてますこと
感謝、私たちに、行政書士も、その期
に、大規模な変化する時期に
巻く環境、行政書士も、その期
差しかつ、行政書士も、その期
昨年改正、行政書士も、その期
や、従来、行政書士も、その期
た、な、開拓、行政書士も、その期
の、変革、行政書士も、その期
の、変革、行政書士も、その期
の、変革、行政書士も、その期

平成21年1月20日
発行：埼玉県行政書士会
上尾支部
支部長 内田 淳一
編集：上尾支部広報部
上尾市泉台1丁目2番
14号
電話：048-776-3367
FAX：048-776-3764

特集
「私の業務」
3・4・5面

広報活動に ご協力を!

支部会員の増加は、上尾市で、増えまし
た。90名を超えまし
た。90名を超えまし
た。90名を超えまし
た。90名を超えまし
た。90名を超えまし

新年の挨拶、広報活動を、
ご協力をお願いします。
ご厚意を、お礼と申
させていただきます。

本会の動向

(主に成年後見について)

副支部長 荒岡克巳

新年明けましておめでと
うございます。本年も宜し
くお願いいたします。

平成21年の幕開けと同時に、
年度も残すところ3ヶ月と
なりました。ここまでの本
会の進捗状況の一部を取り
上げて報告します。

例年通り、各研修担当部で
は業務研修会を開催してお
りますが、前号でも触れま
した通り今年度は、ADR
(裁判外紛争処理)の認証
申請と成年後見制度への取
組み方についてが、大きな
目玉です。ADRについて
は、認証申請に向けて一步
一步準備を進めておるとの
報告が役員会でありました。
(詳細については、直接そ
の担当ではありませんので、
ここではこの程度で留めた
と思います。)

もう一つの成年後見制度
への取組みについてですが、
組織検討委員会において毎

月検討会議を行っています。
会議当初から、23支部の支
部長宛に制度に対する取組
みについてのアンケート調
査を行いました。

次に、積極的意見の立場か
ら既に活動を始めている複
数の団体・個人の4者から、
活動状況等を伺い(老後安
心センターからは、先月来
てもらいました。)

さらには、
公平の見地から今月には消
極的意見の支部から4団体
招いて事情を伺います。

来月末頃までには、委員会
として意見集約を行い、年
度末前の理事会に最終答申
を出す予定です。

中央の日行連の担当部と
しては、間接的関与が望ま
しいとの立場から3年5
年かけて一般社団法人の設
立を目指して賛同する方々
の意見を次年度以降に聴取
するとの事です。

本会としても、数年来社会
貢献事業の一環として成年
後見制度への関わりを施策
として掲げてきましたが、

今後はさらに明確な方向へ向
けて舵を切り始めたといった
ところでしょうか。今後も予
断を許しません、堅実な針

路に向かうよう尽力して行
きたいと思えます。

支部事務所運営報告

十名が専門分野に登録 引き続き専門分野登録を募集中

現在の支部事務所は平成19年
度より運用を開始し、約1年
半経過しています。

月、水、金曜日12時から4時
まで当番が駐在し支部の業務
及び電話相談対応などを行っ
ていますがまだ十分活用して
いるとは言えない状況です。

駐在日数の増加及び、駐在時
間の延長も必要ですし、支部
業務、支部行事での活用や、
会員の希望による多目的な活
用も望ましいと思えます。

昨年10月より支部事務所での
電話相談を本格化しましたが
徐々に成果が現れているよう
です。市役所、町役場に置い
たチラシを見ての相談、また

市役所の職員による紹介によ
る相談も増えてきました。チ
ラシは継続的に補充し切らさ
ないようしておくことが重
要でしょう。

支部通信7号で電話相談員
(事務所駐在)を募集した
ところ応募がありましたの
で10月より協力をお願いし
ております。その後の新入
会員も居ますので引き続き
協力くださる会員を募集い
たします。電話、FAXで事務
所にご連絡ください。

同時に電話相談員が得意で
ない分野の相談があった場
合の協力者として専門分野
登録をお願いしたところ10
名の登録者が居ました。

登録済みの得意分野は以下
のとおりです。(重複して
いる部門はひとつにまとめ
てあります)

境界・相隣関係、建築耐震
診断、技術建設コンサルタ
ント。交通事故相談、相
続関係。廃棄物処理(収集、
中間処理)、建設業許可。

相続遺言、会社設立、著作
権、成年後見離婚。生前対
策、事業承継、医療法人・
宗教法人設立

この登録も引き続き募集し
ますので、協力くださる方
は支部事務所にご連絡くだ
さい。

今後も事務所の活用につい
ては情報交換の場、会員研
修の拠点、収益獲得の場な
どとして引き続き検討しま
すが会員の皆様のご希望や
アイデアをお寄せくださる
ば幸いです。(鈴木紘治)

お詫びと訂正

支部通信第7号1面の数箇
で表示しました伊奈町長
野川和好様のお名前を一箇
所誤って掲載いたしました。
ここにお詫びを申し上げ訂
正いたします。

支部に電話とFAX
支部通信第7号でお知らせ
しましたように、支部事務
所には電話とFAXそれぞ
れ専用電話があります。
FAXの番号は「048・
776・3764」です。
電話の番号は従前どおり
「048・776・336
7」です。

特集

「私の業務」

今回6人の会員に特集「私の業務」に投稿をお願いしました。行政書士の業務受注、専門分野、業務に当たつての信条等々各員のご参考になることを期待します。

高橋博

人脈づくり

平成16年10月に行きました。登録・開業1年目は、支部の会合等に積極的に参加し、情報収集に努めました。その情報をもとに、

- (1) チラシの配布
- (2) HD PMの作成
- (3) 上尾丸広の無料相談
- (4) 地域の他士業との連携
- (5) 地域の他士業との連

といたった営業活動を行なってきた。私は、いわゆる「人脈やコネ」がないため、最も効果が大きかったのは「チラシの配布」です。HPについては、あまり力を入れているが、ため、現時点では営業の中心になっていません。多岐に渡るとの連携は、幅広く受託する上では欠かせず、他士業から業務の依頼が来ることも多いです。この3本柱を「許認可業務」の3本柱として、

めるまで3年かかっています。相続・遺言は相談の中でも特に多く、開業当初から業務の中心となっていました。離婚協議書の作成が中心ですが、カウンセリングの資格を活かし、セラピーのサポートや双方の意見の橋渡しなど、満足度の高い案件が増えてきました。解決を心がけています。許認可は、毎年、安定した収入が見込めることから、事務所経営を支える上で必須の業務となつています。これまで、数多くの業務をこなしてきましたが、常に心に留めていた言葉があります。「民法等の条文や業務の知識を常に頭に入れておく。そのために勉強は欠かさない。」依頼者に信頼される。そのために依頼者の感情も受け止め、時には一緒に考えたいという視点を持っています。依頼者は全て善人と見做らない。そのために依頼者を見る目を養う。

経験

田中智

行政書士は依頼者から飲食店営業許可申請の依頼を受

食品衛生法に定められている飲食店などの施設の営業は、営業許可を得なければなりません。また、食品等を取り扱う施設に対しては、施設基準に定められている施設基準の許可ができません。Aは申請前に、Bから交付された飲食店施設の図面(設計業者が作成)を持参して保健所を訪れ、この図面に施設基準に合致している旨の回答を保健所から得ました。Aは保健所の回答をBに伝え、Bとともに、Aが保健所で受領した申請書類一式の写しをBに交付し、「施設基準などの注意事項も書いてあるからよく読んでおいて下さい」と伝えました。B、C及び内装業者Dは施設の工事に本格的に着手しました。後日、Aは1週間後に終了の見込みです。終了後2日以内に保健所による施設の現地調査ができるように営業許可申請書をして下さい」との連絡を受けました。

分の天井面にダクトが設置されています。Aが所持する図面は、天井の平面図であり、天井の状態の記載はなかったから、天井の設置基準には「天井は平滑である」と定められていて、Aは大慌てで知人に相談しました。翌朝、「天井平滑」を要するの、厨房部分のみであり、客席部分は該当しないことを保健所に確認し、営業許可の申請後に保健所による施設基準に関する現地調査も問題なしで、営業許可は順調に出されました。仮にダクトが厨房の天井にも設置されていたならば、施設基準に合致しないこととなり、追加工事費用、開店延期による売上減少、等の損害が発生します。この場合は、これらの損害の責任をAは負わねばならないでしょう。Aが本件におけるAの義務が、単に飲食店営業許可に必要書類を揃えて提出することのみにとどまるのか、或いは、同許可の諸要件(例えば施設基準)が全て満たされるために注意を払うこと(例えば必要な情報をB、C、Dその他関係者に適切に伝えること)にも及ぶのか、が問題となると考えられます。Aの義務が後に施設基準などの注意事項

項も書いてあるからよく読んでもよいです。Aの免責の程度も問題となるでしょう。Aは、業務受任に際しては権利義務の範囲を予め明確に定め、また、業務が順調に進行しなかった場合の免責を備えるべきだったと反省し、今後の教訓としておられるようです。

支部のことは支部ホームページへ

本会や連合会のホームページとともにより上尾支部のホームページも是非活用ください。支部のホームページは次のような情報を入力できます。支部概要(組織・役員等)、会員名簿(ホームページ掲載)、希望者のみ、最新情報(直前の支部通信、(2市1町での)市民相談の日程担当者等)支部のホームページは、以下の通りです。活用ください。会員登録の掲載、及びスワード取得の時間、高橋博理事までご連絡ください。

営業成果の三要素

大森眞市

営業成果の

アップについて

昨年11月に日行
連から行政書士実
態調査の結果が送
付された。内容に
よると業務歴5年

以上の会員が全体で65%
いるにも拘らず、年間売上
高が500万円以上は20
%しかいない。行政書士業
情に対する個々の価値観や事
情の違いはあるにせよ、遺
憾な数字であることに相違
ない。他士業と比較して行
政書士に対する認知度、知
名度の低さの一因になって
いると常々感じていた。
私は30年間、自動車の販
売会社に勤務した。30才ま
で勤務していた本田技研を
辞めての転職だった。どう
せなら販売の最前線が一番
やりがいもあり、面白いだ
ろうと決断した。社員は3
名の会社なのですぐに店を
任された。当初は一人で店
の責任者、営業、事務とな
るでも夢中でやった。自動
車販売業という難しい経営
と、競争の激しさのため同
業社がほとんど消滅してい
くなかで、会社は社員50
名程に成長しプロパーの販
社として生き残っている。
私自身は退職時に集計した

$$\text{営業成果} = \text{やる気 (熱意)} \times \text{行動量 (活動)} \times \text{知識 (経験)}$$

ら、約4000台の新車を
販売していた。お客様に直
接販売する直販2000台
と勤務時代の後半にマネジ
メントのかたわらにやって
いた業者販売2000台で
ある。

新車
を売る
こと
だけ
を考
えて
毎日
悪戦
苦闘
し
て
い
る
当
時
、
あ
る
マ
ニ
ア
ル
本
で
営
業
成
果
を
上
げ
る
た
め
の
一
つ
の
基
本
的
な
数
式
が
あ
る
こ
と
を
教
え
ら
れ
た
。以
来、
現
在
ま
で
こ
の
数
式
(上
記
の
囲
み)
を
確
信
し
て
い
る。
こ
の
数
式
の
ポ
イ
ン
ト
は
足
し
算
で
は
な
く、
三
つ
の
要
素
が
相
乗
関
係
に
あ
る
掛
け
算
と
い
う
こ
と
で
あ
る。
要
は
高
成
果
を
得
る
た
め
に
は
三
つ
の
要
素
を
バ
ラ
ン
ス
よ
く
向
上
さ
せ
る
と
い
う
こ
と
で
あ
る。
入
国
管
理
局
の
所
長
が
退
職
し
て
行
政
書
士
登
録
し、
家
に
看
板
で
も
上
げ
れ
ば
す
ぐ
に
商
売
に
な
る
だ
ら
う
と、
何
も
活
動
し
な
い
で
待
っ
て
い
た
が
一
人
の
お
客
も
な
く、
毎
日
畑
を
耕
し
て
い
た
と
い
う
話
を
聞
い
た
こ
と
が
あ
る。
ま
さ
に
知
識、
経
験、
技
術
だ
け
あ
っ
て
も
や
る
気
と
行
動
が
な
け
れ
ば
答
え
は
ゼ
ロ
な
の
で
あ
る。
逆
に
知
識
等
が
足
り
な
く
て
も、

やる気と行動があればそれ
なりの成果は得られるとい
うことである。
やる気によって行動も変わ
る。身近なところにもクリ
ングオフ代行依頼相談24
時間、365日受付という
方や、入管事務所の前で首
から名札をぶら下げて自分
のチラシを外国人に手渡し
している方がいる。又一度
名刺を交換しただけなのに
すぐに自分のPRはがきを
郵送してあげる方もいる。営
業成果を上げるために何を
も重要である。例えば相
続業務であれば相談会の開
催、寺、葬儀社、特定郵便
局、農協等への訪問、DM
等も一例であろう。試行錯
誤しながらとにかく熱意を
もって行動してみることに
よって、それまで見えなかつ
た次の何かが見えてくるも
のである。
私自身も昨年少しの差で未
達であった3年半前の開業
時からの売上目標金額に向
かって、今年がラストチャ
ンスと、今年がラストチャ
ンスである。許認可がメイ
ンの私にとって、今年は景
気の悪化で市場環境も厳しく、
営業成果アップの数式の中
身を相当にレベルアップし
なければならぬと新年よ
こり肝に銘じている。しかし
これは楽しみなことでもあ

失敗と今後

斎藤竜造

やはり失敗をする
ときは、自分が能
力不足なため起こ
ることであつてそ
れを防ぐには、ど

うしたら良いのが課題
となる。
まず、元々知識として脳
にインプットしておく
が大事だが、多種多様な
情報をすべて憶えておく
のは不可能に近い。
もし知らないことを相談
されたときは、とにかく
調べたネット等、条文はイ
もちろんのこと、今はイ
ンターネット等便利も
のがあるため、これも利
用しないうえに、これら
も詳しい先輩はいない。そ
も大事な方法である。や
り長年の経験と積んで
いる方々の知識というの
は大事である。
そのためには行政書士等
の交流の場は大切である。

同士業の方々はもろの繋
がりがあると、行政書士の
業務範囲を超えるようなと
き、知り合いの他士業方が
いることによって、依頼者
にも安心感を与えることが
できる。一見なんてことな
いことだが、依頼者にとつ
ては安心ができ、新たに受
任者を探すような余計な手
間も回避できる。やはりこ
のような安心感がなければ、
サービスというものは成り立
たない。
それと、いくら法としての
知識を持っていても、法の
使い方が上手に行かなけれ
ば意味がない。それにそれ
後の予想も大事である。つ
まり「使い方の結果予測」
がである。知識を上手く実
務に対応できないければ上
手に行かないし、結果予測
が誤れば、準備不足となり失
敗に繋がる。結果、依頼者
の期待に応えられなくなつ
てしまう。
こういう事態を避けるため
にも、交流は大事である。

行政書士とは..

行政書士の業務を確認する
ことも重要です。
●他人の依頼を受け報
酬を得て、官公署に提出す
る書類、その他証明する
書類を作成することを業とする。
(行政書士法第1条の2)

- 他人の依頼を受け報
酬を得て、次に掲げる
事務を業とする。
(行政書士法第1条の3)
1. 官公署に提出する書
類を提出する手続きと
して代理すること。
2. 契約その他に関する
書類を代理人として作
成すること。
3. 書類の作成について
相談に応ずること。

任意後見の勧め

鈴木智士

上尾支部員の皆様、新年おめでとございます。私が支部員となりましてから、1年8ヶ月が経過しました。

当初より、業務の地域特性を感じていましたが、昨年からは業務に「成年後見」が

あります。私自身は、ご本人が認知症であつても或る程度の能力が残っているのならば、先ず「(即効型の)任意後見」から始めるべきとの確信があり、それを実行しています。

私は、平成13年12月から全国の有志を募つたNPO法人活動で遺言・相続・成年後見の制度を行政書士や世間に広める活動を行ってきました。(都合により2年前に全て解散しております。)

は確かに社会貢献かも知れないが不慣れが原因で問題が発生していることに気が付かず、自分が潰れてしまつてはいけません。出来ることならばご本人や親族とも馴染む時間的余裕がある任意後見から始めるべきだ。情熱だけで突っ走つてしまふと痛い目に遭う。」という

記念講演会の前日には、文京区のシビックセンターで神奈川会の友人に依頼をして「任意後見の実務」の勉強会も行いました。

私は主催者として、非難を受けることを恐れずに「任意後見から始めるべき」と言つたことで、後日に女性の行政書士や噂を漏れ聞いた他士業の方から「自分の利益しか考へていない」として随分と批判を受けました。

しかし、私の提言に理解を示して頂いた方々は、ご自身で認知症の親族の介護を経験されており、同様の苦勞をされていたのです。

世話をする方とされる方の相互が生活を共にする家族であるからこそ乗り越えられた色々な誤解が、他人である職業後見人に対しては、本人の認知障害が原因で生じる疑念を掛けられ困つた事態を引き起こします。斑呆け(まだらぼけ)が始まつた方は、少し前のこ

とをすぐに忘れてしまひます。自分が大切にしていたお金、財布や身近な物が無くなつたと思ひ込んだ際に、自分の記憶が欠落しているものだから、往々にして「誰かがやつた」と他人の仕業にするものです。こうした疑いを掛けられた場合に、一度は説明して疑念を晴らした積もりでも、小さな疑念が積もり積もつて、後で爆発する事に困つた事態を引き起こします。職業後見人が、自分が盗んでいないことの証明をしなくてはならなくなる場合もあるのです。

これは、痴漢冤罪と同じ構図ですから、やつていないことの証明は『悪魔の証明』となります。職業後見人が資格者であることは、何の根拠や証明にもなりません。正義感や義務感を持つて一人で真剣に取り組み取り組むほど陥る危険性があるのです。

成年後見を必要とする人の中には、近隣者や親権者から財産を収奪されるとか、悪質な遺言公正証書を結ばされて取り消せなくなつていゝるなど、深刻なケースがあります。

そうなると、すべきことの手順の判断や刑事告訴などの知識を持つていないと、身動きが出来なくなる怖れがあるのです。いわば専門家としての総合力を試される訳です。

定型業務として、毎月収支計算をして金融機関を廻り、施設を訪問してご本人と面会したりするだけの業務では無いという事を覚悟する必要があります。覚悟し、確実に業務を実行出来るのであれば、毎月報酬が頂けた上で、誰からも支援の手が差し伸べられなかった認知症のご本人や家族の方々が救われるのです。この業務は実によくやりがいがあるのです。皆様も呉々も注意を払って業務に取り組んで頂ければ幸いです。

退職そして地域

風間昭彦

企業では、生意気にも、企業の組織・信用・財務力を活用し個人では出来ないような仕事を求め、国内外で各種の業務に従事しました。

終わつてみると10以上の企業団体等で仕事をしていたことになりました。一方、若いときから早め企業を卒業し個人事業を開始しようとも考えていました。ところが、退職の頃、自分「企業人間、埼玉都民」であつて、家庭や地域のことを放つていたことに気づき、地域との関係を持ちたいと思つています。

ました。一つは行政書士と土地家屋調査士に登録しました。次に県の三審議会、町の一次委員会に応募し委員となり、河川美化や防犯ボランティアに加入したり、あるいは県政・国政のモニターとなり、総務省の行政相談員のお話を頂き、県や町の県民・町民コメントや町の提出し、モニター経験者協議会等の地元団体によって地域との関係強化を図りました。

仕事のほうは、知人と知人の紹介顧客に絞つています。4士業の資格を表した名刺を渡すこと、活用できる名簿登録が唯一の営業で、後は顧客を待つのみです。本當に待ちの営業です。

今のところ名刺の効果はありませんが、昔の仕事先企業から、あるいは事関係先から、あるいはさいたま市の紹介で、生涯教育機関と資格受験校の受講生や生徒だった方から、並びに開業を心配している兄妹から、そんな方々から有難いことに時々仕事を受けています。

現状は、営業より先ずは新規土業の専門家としてあるいは地域貢献のため、早く先人の、更により高度なレベルに到達するよう自己研鑽の努力が必要と思つています。

必要と思つています。

特別寄稿

柔道奮戦記

鈴木絃治

マスターズ

銀メダル2個

数年前から健康維持と体力向上のため柔道を再開しました。現在は、埼玉武道館と上尾市民体育館で週2〜3日程の練習をしています。練習の成果で体力は60歳時と比較するとかなり向上しました。2008年から練習の成果を確かめるべく高段者大会(五段の部)に参加しておりますが、3勝2引分けとまずまずの成績です。44年ぶりの試合としては上々の結果かも知れません。その後、埼玉武道館の師範に薦められ大会に参加することになり10月17、18日に秋田市で開催された第5回日本マスターズ国際柔道大会に出場しました。65歳〜69歳の部の73kg以下のクラスにエントリーしましたが、若干の減量が必要だったので減量失敗に備えて体重無差別のクラスにもエントリーしました。初日は73kg以下(65〜69才)のクラス。

1回戦は少し緊張しましたが体が動き始めたころ体落としを掛け1本勝。続く2回戦は前年度(60〜64才)の準優勝者五十嵐六段。組み手争いするとき容易ならぬ相手と思いましたが、思い切りよく低い姿勢で袖釣り込みをかけたところ1本勝ち。準決勝の相手は名古屋大学柔道部の二村師範です。医学部教授でもあり医師柔道大会9連覇の寝技の専門家でした。試合開始後何度も寝技の引き込みにきました。が上から圧力をかけ体力を消耗させようとした後半引き込みにきたところを上下方に押さえ込んで1本勝ち。決勝戦は過去4連覇の内藤七段。栃木県の道場主で有名な柔道家です。世界マスターズでも全試合1本勝ちで連覇している強豪です。試合では組み手争いですぐに強敵と言うことがわかりました。もみ合いの中で袖釣り込みを掛けたところ相手が浮きかかりバタバタする感じがしましたが決まらず、その後有効をとられ判定で敗退し準優勝となりました。

自分の力不足を感じました。が充分勝つチャンスもあると思っただけで試合で1回戦は幸運にも不戦勝でした。2、3回戦はいずれも技有勝で決勝に進みました。決勝の相手は香川県警の柔道師範鷹尾八段。90kgクラス2連覇中の強敵です。試合は体力の差との戦いでした。左組みの強烈な引きつけで私の腕の力が限界に近づき痺れそうになったとき相手が小外掛けを掛けてきた。こちらにも返し技で切り返したがほぼ同体。しかし相手に技がありが宣告されその後健闘するも敗戦。二日目も準優勝。今大会で銀メダル2個は無心に目前の試合に集中した結果だと思えます。二日間で7試合は少々疲れましたが、充実感一杯の心地よい疲れでした。昭和39年の、全日本学生選手権(68kg級)では2勝しましたが、現在でも同年代ではトップクラスであることが確認できたように思います。今後も生涯スポーツとして柔道を続ける所存ですが、

柔道界へのささやかな恩返しとして道場の後輩達に自分の技を惜しみなく伝え指導してゆきたいと思えます。同時に精神面でも、「精力善用、自他共栄」、「礼に始まり、礼に終わる」などの心構えも重要なこととして伝えてゆくつもりです。

恒例の忘年会
17名が親睦

上尾支部の恒例行事のひとつ、忘年会が12月5日(金)に上尾市の恵比寿亭で行われました。埼玉会の業務研修の関係で、当初は12日(金)に行われる予定が1週間早まりましたが、それでも17名の会員の皆様にお集まりいただきました。冒頭の内田支部長の挨拶では、長年にわたり上尾支部に多大なる貢献をされた相談役の齊藤保先生の逝去が報告され、先生を偲び黙祷が捧げられました。その後は恒例の自己紹介で親睦を深めたり、行政書士の今後についてなどの話題で盛り上がりました。最後は秋山副支部長の音頭にて三本締めを行

い、盛況のうちに無事終了できました。今回の忘年会では、新会員の先生方と支部会員の交流をはかるのがひとつの目的でしたが、残念ながらあまりお見えではありませんでした。今後の行事にて交流が深まることを期待しています。なお忘年会は毎年の行事ですが、実は会場選びには毎年苦慮しております。会員の皆様で、なじみのお店や良いお店がありましたら厚生部までご一報いただければ幸いです(笑)
(榎本泰之)

会
員
動
向

- (08年7月以降)
- 【入会】
 - 8月 漆間幸子先生
 - 川田訓万先生
 - 高村龍介先生
 - 10月 照井宏子先生
 - 12月 高橋実希先生
- 【退会】
 - 8月 木村意久先生
 - 大木富士夫先生
 - 10月 若松謙維先生
 - 真下昭先生
 - 11月 市川俊夫先生、
 - 齊藤保先生(逝去)

2市1町

事業と暮らしの相談
合計46件

08年後半

2市1町で毎月1回開催される「事業と暮らしの相談」の集計結果 (平成20年7月から12月まで) をご報告いたします。
相続/遺言/贈与 28件
成年後見関係 2件
内容証明関係 2件
農地関係 1件 交通事故関係 2件

その他 11件
成年後見関係の中には、相談者とその場でNPO法人埼玉老後安心センターを紹介して相談者の困り事に迅速適切に対応したことにより相談者から大変感謝された事例もありました。

なお、この集計は相談終了後に回収する相談シートをもとに行いますので、相談担当者には相談終了後に相談シートを必ず支部事務所へFAXして下さいませようお願いします。
また、この「事業と暮らしの相談」の支部事業をさらに充実させるためには

会員皆さんの一層のご協力が必要ですので、「事業と暮らしの相談」事業に関する皆様さんの意見、ご希望等をお聞かせ下さい (FAXまたはメールでお願いします)。
(星 和彦)

役員会報告

役員会の開催日及び議題を報告します。(鈴木紘治)

- 開催日時 9月18日(木) 午後6時~9時
場所 上尾市文化センター 203号
- 議題1 行政書士制度強調月間行事について
 - 議題2 担当と役割分担決定
 - 議題3 10月11日街頭相談(上尾)について
 - 議題4 担当、役割分担、当日集合時間など決定
 - 議題5 あげお祭りについて
 - 議題6 テント設営、参加者募
 - 議題7 集など検討、
 - 議題8 日当支給決定

行政書士試験監督に
上尾支部から8名・お疲れ様でした

平成20年11月9日(日曜日)に行政書士試験が行なわれました。昨年に比べ受験者総数が減少しましたが、埼玉県での受験者は増加しました。従来、埼玉の試験会場は、立正大学熊谷キャンパスだけでしたが、本年は濁協大学が追加され2会場になりました。
上尾支部は、立正大学熊谷キャンパスでの試験監督を担当しました。試験はトラブルもなく無事終了しました。ご多忙の中試験監督にご協力いただいた会員各位のお陰だと思

合格発表は1月26日
行政書士試験研究センターのHPによりまずと合格者の発表は1月26日です。
いす。
なお、20年度の試験監督員は、荒岡克巳・石倉富美子、鈴木紘治・町田満・百瀬昌夫・秋山允宏および初登場の野中尚・鈴木智士の8名でした(敬称略)。
(秋山允宏)

- 議題4 行政書士試験監督依頼について
 - 議題5 監督者決定
 - 議題6 支部3への会員登録について
 - 議題7 本部役員からの報告
 - 議題8 車庫証明業務について質疑
 - 議題9 ZOO法人老後安心センターより報告
- 開催日時 10月31日(金) 午後6時~9時
場所 上尾市文化センター
- 議題1 あげお祭りについて
 - 議題2 忘年会について
 - 議題3 新年会について
 - 議題4 その他

平成21年前半の活動予定

1月当初にほぼ確定している活動予定は下記の表の通りです。奮ってご参加ください。なお、事業と暮らしの相談以外の行事については都度事務局より案内します。通知がない場合には事務局までお問い合わせください。(友光仁史)

1月	5日	新年の挨拶回り	
	6日	事業と暮らしの相談 (桶川市役所)	
	15日	支部長・部長会議	
	20日	事業と暮らしの相談 (上尾市役所)	
	21日	事業と暮らしの相談 (伊奈町役場)	
2月	21日	支部新年会	
	2日	事業と暮らしの相談 (桶川市役所)	3,4月省略
	17日	事業と暮らしの相談 (上尾市役所)	3,4月省略
	18日	事業と暮らしの相談 (伊奈町役場)	3,4月省略
3月	20日	役員会	
	28日	年度末レクレーション (同日に研修会を予定)	
	6日	上尾駅前街頭無料相談 (正式に決定後案内の予定)	
4月	6日	上尾駅前街頭無料相談 (正式に決定後案内の予定)	
5月	15日	上尾支部総会 (正式に決定後案内の予定)	

ブースに長蛇の列が・・・ あげお祭りに出展

11月8日(土)、9日(日)の二日にわたり、上尾市民体育館にて開催された『あげお祭り』会場に、他の商工団体と並んで当上尾支部の無料相談コーナーを出展いたしました。

(他に、関東信越税理士会上尾支部さんも、相談コーナーを出展されています。)

この活動は、当支部独自のPR活動として故長島敬一先生が支部長の時代から、毎年参加を続けてきた恒例のイベントになります。

また、相談とは別にアトラクションブースとして射的場を併設しており、こちらの方も好評で、客足の途絶えることのない人気コーナーとなっております。

初日土曜日は朝8時から、相談用テーブル・椅子・ブルーシートなどを会場に搬入してのコーナー設置作業となり、開始時刻の10時まで手を休める暇もない忙しさとなりました。

～なにしろ、9時45分には、すでに射的目当ての子供たちが順番待ちをしているのです。

～んやわんやの騒ぎの末、ようやく開始時刻定刻に間に合わせたのですが、以後二日にわたる、長蛇の列をつくる顧客は、終了時刻の3時半まで延々と途絶えま



上尾支部のブース。看板に「相続・遺言・遺産分割」と掲載。右側は「射的場」、例年人気で多数のお子さんが見えます。

せんでした。

一方の相談ブースにも、両日にまたがり相談が寄せられ、射的との間に間仕切りをしたこともあって、落ち着いて相談が受けられたようです。

毎年好評のこの試みは、『行政書士』という職種、職分のPRに役立てていきたいと思います。

(友光仁史)

上尾駅で街頭相談を実施

10月11日(土)、JR上尾駅東西通路デッキにて、無料街頭相談会を開催いたしました。この活動は、埼玉全県下で一斉に行われる行政書士制度強化月間のPR活動の一環で、県内ではほかに浦和、川越、熊谷、越谷、久喜、朝霞などの会場でも同様に相談会が開催されています。

当日の相談会開始時

刻は朝10時、やや曇り気味の天候で、当初こそ相談者の出足は鈍かったものの、正午過ぎからは次々に相談が寄せられ、相続、遺言、葬儀、借金、成年後見、労働、交通事故、土地の境界、離婚などまさに『街の法律家』がふさわしい多種多様にわたる相談がありました。

一方、広告活動についても成果があり、当日のためにデザインを一新したチラシを500枚用意しましたが、『おまけ』として添付した花の種と子ども、終了1時

2月22日は行政書士記念日

昭和26年2月22日に行政書士法が公布されたことより、日本行政書士会連合会は平成19年度より2月22日を「行政書士記念日」と定め「行政書士の自覚と誇りを促し、制度の普及を図る」目的を達成するのに相応しい日としています。

行政書士は、この日を行政書士制度の意義を再確認する契機としながら、更なる資質の向上

に努め、一層の社会貢献に取り組みよう日本行政書士会連合会は呼びかけています。

この日に合わせ様々なPRやイベント等を計画する県会もあるようです。

各県会のイベントの開催状況は連合会のホームページで見ることが出来ます。埼玉会のホームページには行政書士記念日のことやイベントの情報は見当たりませんが、最新の情報を確認してください。

編集後記

事情で急遽支部通信の準備を始めたのは12月中旬で、慌てました。しかも、定番記事に加え、いろいろな立場で活躍中の先生方の業務の取り組みを特集しようと欲張り企画をしました。

その結果年末年始の多忙なときに、定番記事と特集記事の執筆を引き受けていただいた先生方のご苦労は大変だったと思います。

改めて御礼を申し上げます。今回鈴木紘治先生の「柔道奮戦記」の素晴らしい内容を紹介できました。投稿有難うございました。

なお、執筆者の記名がない記事は風間の文責によるものです。

(風間昭彦)

間前の午後3時ころにはすべて配りつくしてしまいました。

(なお、後日、このチラシを見た市民の方から、当支部の事務局宛に電話相談がありました。早速の効果です。)

回を重ねるごとに、漸進的ながら一定の効果を挙げている活動ですので、今後とも継続的に行うことが大切だとおもわれます。

(友光仁史)